

別紙 2

意見を求める理由

(1) 当事者

申請者は、玩具、文房具等のキャラクターグッズの製造販売を主たる業務とする株式会社である。

(2) 申請者の商品

申請者は、商品名を「Mr.アイピーボールペン」とする人気キャラクターである Mr.アイピーを使用したボールペン（以下「申請者商品」という。）を製造販売している。

(3) 意見を求める事項に関する事実

ア 商品の形態

申請者商品は、以下の形態を有している。

まず、申請者商品はボールペン部分○センチメートルとフィギュア部分○センチメートルの▲センチメートルの大きさである・・・。その特徴的部分は・・・である。

イ 機能上不可欠な形態ではないこと

以下の理由により、申請者の商品の形態は、ボールペンとしての機能を確保するためにフィギュアを付す必要はないため、申請者商品に付されたフィギュアはボールペンという申請者商品の機能を確保するために不可欠な形態とはいえない。

まず、申請者商品はボールペンとしての機能を有しているところ
.....

ウ 販売開始時期

申請者商品を日本国内で最初に販売した日は平成●年●月●日である。すなわち、申請者商品は▲年▲月▲日に・・・

エ 輸出者（輸入者）の商品

輸出者（輸入者）商品及び商品の形態の外観：別紙3記載のとおり輸出者（輸入者）商品はボールペン部分○センチメートルとフィギュア部分○センチメートルの▲センチメートルの大きさである・・・。その特徴的部分は・・・である。

オ 模倣

申請者商品と輸出者（輸入者）商品の形態は以下の点で共通している。

①・・・

②・・・

③・・・

従って、申請者の商品の形態と輸出者（輸入者）の商品の形態は実質的に同一であり、輸出者（輸入者）の商品の形態は、申請者の商品の形態を模倣したものであるといえる。